

## 医療費証明書の申請にかかる留意事項

マイナポータル連携（医療費控除申告の手続きに必要な医療費通知情報の一括取得及び申告書への自動入力）により、e-Taxでの確定申告が可能となったことを受け、当組合では、皆様への医療費通知をマイナポータル活用に移行し、マイナポータルからの閲覧や医療費控除申告用の医療費通知情報取得をしていただくようお願いしております。

つきましては、医療費控除申告をされる方は、次の1を参照のうえ、マイナポータルによる医療費通知情報の取得をいただき、オンラインによる確定申告にご活用ください。

なお、マイナポータルが利用できない方は、次の2を参照してください。

### 1. 医療費通知情報をマイナポータル（政府が運営する行政手続き等に関するオンラインサービス）で取得する

#### 【マイナポータルによる医療費控除申告等について】

マイナポータルは毎月11日に前々月診療分が更新されますので、2月には確定申告に必要な前年の12月分まで取得できます。

また、マイナポータルのログインには、マイナンバーカードが必要になります。

マイナポータル わたしの情報について	検索
--------------------	----

 ⇒ 医療費通知情報を確認する

#### 【問合せ先について】

当組合が交付する医療費証明書以外のお問い合わせにつきましては、以下の各機関にお問合せください。

##### <医療費控除について>

- お住まいの住所地を管轄する税務署
- 国税庁 ホームページ

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/shoto304.htm>)

##### <マイナポータルについて>

- マイナポータル (<https://myna.go.jp>)
- マイナンバー総合フリーダイヤル (0120-95-0178)

## 2. マイナポータルが利用できない方は、当組合宛てに医療費証明書の交付申請をする

### 【医療費証明書の申請について】

- (1) 医療費証明書交付申請書は、「当組合ホームページ⇒申請書類一覧⇒医療費通知」からダウンロードしてください。  
なお、ダウンロードができない場合は、当組合宛てご連絡ください。
- (2) 申請書に必要事項をご記入のうえ、当組合宛てご提出ください。
- (3) 返信用封筒は添付不要です。

### 【医療費証明書の交付について】

- (1) 医療費証明書の交付は、おおむね申請書受理日から2～3か月の期間を要しますが、「医療費証明書交付申請書」の4.申請区分の(A)を選択された場合、医療費証明書の発送は1月下旬頃となります。

ただし、申請書の提出が1月中旬以降の場合は、交付申請の集中が予想されることから、発送が確定申告期限日過ぎとなることもありますので、あらかじめご承知おきください。

なお、還付申告(医療費控除等)は、確定申告の期限に関係なく、翌年の1月1日から5年間まで申請が可能(国税庁ホームページから抜粋)であることを申し添えます。詳細は最寄りの税務署にお尋ねください。

- (2) 医療機関等からの診療(調剤)報酬請求及び請求内容の審査に約3か月かかるため、証明できる直近の診療月は、申請書を受理した月の3か月前までとなります。

また、申請区分の(A)を選択された場合、(A)に示された年の10月診療分までの証明となりますので、医療費控除の申告をされる方は、11月と12月診療分については、医療機関等からの領収証でご確認ください。

なお、医療機関等からの請求が遅れることもありますので、10月診療分までの証明を確約するものではないことをご承知おきください。

- (3) 医療費証明書の交付は、当組合の加入期間、かつ、当組合にて医療機関等からの診療(調剤)報酬請求の内容確認がとれたもののみとなります。

<p>&lt;送付先及び照会先&gt; 〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央 3-10-4 マーキュリー千葉 8階 千葉県医業健康保険組合 担当：医療給付課 TEL：043-215-8205</p>
--